

三条市教育基本方針

1 教育基本方針策定の目的

平成17年5月に新三条市が誕生しました。

次代を担う心豊かな子どもをはぐくみ、市民一人一人が生涯を通して自らを高め、郷土を愛し生き生きと暮らすことができる地域社会を実現するため、本教育基本方針を策定することとしました。

2 教育基本方針の構成と計画期間

本教育基本方針は、策定の目的を達成するための「基本目標」と、それを実現するための「施策の方向」で構成し、期間は平成18年度から平成26年度までの9年間とします。ただし、教育基本法の改正や三条市総合計画の策定等により本教育基本方針の見直しを検討します。

3 基本目標

《ものづくり、ひとづくり、まちづくり》

三条市は、「ものづくり」の伝統を持っています。「まちづくり」には、三市町村が合併して一つのまちをつくっていくという意味も込められています。

「ものづくり」の伝統を教育に活かして「ひとづくり」を図り、人が生き生きと活躍することによって自分たちの地域をつくっていくことが魅力ある「まちづくり」につながります。

また、自分たちの住む三条市の歴史や文化などに対する理解を深め、これらを愛する心をはぐくむことも大切です。そして、「まちづくり」は、子どもも大人も一緒になってつくっていくことであり、生涯学習やスポーツ等を通じて生き生きと暮らすことができる三条市を目指します。

4 施策の方向

(1) 教育行政の方向

ア 子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識をはぐくみ、心身ともに健やかに成長できるよう、幼稚園、保育所（園）、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、緊密な連携のもとに健全育成のための施策を推進します。

イ 生涯を通じて主体的に学ぶことができるよう、学校教育、生涯学習・社会体育の連携を強化し、それぞれの施設の有効利用を図って市民の学習活動につなげて、生涯学習社会の実現を図ります。

ウ 学校教育の充実を図るため、教育制度を始めとし、学校規模の適正化や教育内容の体系的編成等を検討します。

エ 学校施設の開放のみにとどまらず、教育機能を地域の人々に開放し、広く保護者や市民の参画を促し、開かれた学校づくりや地域で子どもを見守るための環境整備を推進します。

(2) 学校教育の方向

ア 学力の向上と地域の教育資源を活かした特色ある教育活動の推進

基礎学力の定着と学ぶ意欲の向上を図るとともに、豊かな自然と地域の歴史や産業・文化を活かした体験活動やボランティア活動等を通して、人間関係づくり・豊かな心の育成や郷土愛をはぐくみます。また、民間企業及び高校・大学等の教育機関との連携を図り、科学技術教育の充実や国際理解教育の充実等変化の激しい社会に生きていく力の育成を図ります。

- (ア) 市内施設訪問や作業等による体験活動・ボランティア活動への支援
- (イ) 公共施設を活用した学習の推進（鍛冶道場、漢学の里等）
- (ウ) 基本的生活習慣の徹底と学習習慣の定着への取組の支援
- (エ) 国際理解教育及び情報教育の充実
- (オ) 刃物（ものづくり）教育の充実
- (カ) 科学教育の充実

イ 食育・体力づくり等の充実を図った健康教育の推進

地域の取組や食文化を取り込んだ食の学習と実践の充実を図ります。また、体力の向上とともに生命の大切さに根ざした健康な心身の育成を図ります。

- (ア) 地域とタイアップした食育の推進
- (イ) 学校全体での体育指導の充実と遊びを通した体力づくり
- (ウ) 薬害防止教育や性教育等の充実

ウ 教職員の各種研修機会の拡充と研修内容の充実

教職員の資質は、教育の充実の出発点です。教職員の資質・指導力の向上を図る研修のさらなる充実を図ります。

- (ア) 学力向上プロジェクトの推進－アクションプランの策定－
- (イ) いじめや不登校、新しい教育的ニーズへの対応策の充実
- (ウ) 新人・中堅教職員の力量アップ事業の充実
- (エ) 地域に期待される教職員を目指した三条学講座の充実

エ 自立と社会参加を目指した特別支援教育の充実

特別支援教育については、各学校間の連携と養護学校との連携を強化するとともに、よりきめ細かな取組の充実を図ります。

- (ア) 自立を目指す特別支援教育の推進
- (イ) 特別支援教育のサポート体制の推進
- (ウ) 県立月ヶ岡特別支援学校のセンター的機能の活用

オ 地域教育ネットワークの構築

幼児期を含めた教育の重要性と地域に開かれた学校の必要性を認識し、校種間・地域それぞれの連携を強化した教育の推進を図ります。また、各校・関係団体（校長会や教頭会）と関係機関との連携を図りながら、新しい教育に向けた学校組織マネジメントの推進を図ります。

- (ア) 幼保小連携教育の推進と幼児教育の充実
- (イ) 中学校区単位での小中学校連携の充実
- (ウ) 学校評議員制の充実
- (エ) スクールアシスタント制度の充実
- (オ) 豊かに活動する子どもを目指した特色ある学校づくりと新しい教育に向けた教育課程の創造
- (カ) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

(3) 生涯学習の方向

ア 生涯にわたる学習機会の充実

市民が豊かで生きがいのある人生を送ることができるように、生涯各期において自発的な学習が行える機会の充実を図ります。また、大学などの関係機関と連携した多様な学習活動・文化活動の支援を行うとともに、学習した成果が地域社会の発展に生かせるしくみづくりを推進します。

- (ア) 生涯学習支援体制の充実
- (イ) 学習機会の提供
- (ウ) ボランティア活動や生涯学習成果の活用施策の推進
- (エ) 生涯学習施設の充実
- (オ) 大学等関係機関との連携

イ 家庭教育の充実支援と子育て支援の展開

家庭教育はすべての教育の原点であり、子どもたちの基本的な生活習慣や豊かな情操などをはぐくむ場であることから、家庭教育の充実を図ります。また核家族化が進行する中、子育てに悩む親のための支援をすすめ、共に育ち合う子育ての喜びが実感できる環境づくりに努めます。

- (ア) 家庭教育学級を始めとする子育て支援の展開
- (イ) ブックスタートと子どもと親の読書活動の推進
- (ウ) 家・学・社（PTA・学校・地域社会）連携による子どもの生活習慣定着の取組
- (エ) 親子でのものづくり活動の推奨

ウ 地域の教育力再生と青少年の健全育成

地域の人間関係が希薄化し地域の教育力が低下していることから、地域の大人が子どもたちの成長や社会規範意識の醸成を図るための取組を推進します。また、地域における自然体験、奉仕体験などを通して青少年の人間形成をはぐくむ活動を展開します。

- (ア) 地域の大人による子どもの居場所づくり
- (イ) 地域の子どもの安全対策推進
- (ウ) 体験活動の支援と充実
- (エ) 地域と学校の連携
- (オ) 若者の自立支援

エ 地域文化の継承発展

地域の自然や伝統を大切にし、地域に住むことへの誇りと地域を愛する心が豊かに育つまちづ

くりを地域住民自らが進められるよう支援します。学校教育や社会教育においても、地域文化を学ぶ機会を提供するとともに地域の文化活動への支援充実に努めます。

- (ア) 文化活動の活性化
- (イ) 文化遺産の伝承活動の支援
- (ウ) ふるさと意識の醸成

(4) 社会体育の方向

ア 生涯にわたり親しむスポーツの推進

市民が生涯にわたり健康で生き生きと暮らせる豊かな「スポーツライフ」を送ることができるよう、誰もがいつでも、どこでも、いつまでも主体的にスポーツに親しめる活動機会の充実に努めるとともに、スポーツ環境の整備を推進します。

- (ア) 生涯スポーツ活動の推進
- (イ) 市民主体のスポーツ組織の育成・支援
- (ウ) スポーツ施設の充実

イ 競技力の向上と競技スポーツの振興

競技力向上のため、中・長期的視点でジュニア層を対象にした一貫指導システムを構築し、競技団体との連携の中で全国レベルの競技者の育成、強化を図ります。

- (ア) スポーツ競技団体等の育成と支援
- (イ) ジュニアスポーツの活性化
- (ウ) 指導補助者の養成と活用促進

ウ スポーツ指導者の育成

高度化・多様化する様々なスポーツ活動において一貫した指導理念に基づき、個人の特性や発達段階に応じた適切な助言・指導ができるスポーツ指導者の育成が重要であることからその充実に努めます。

- (ア) スポーツ指導者の養成
- (イ) 指導者研修の充実